

2 0 2 5 年 度

安全保障輸出管理調査報告書

制度・手続編

総括

2 0 2 6 年 3 月

一般財団法人 安全保障貿易情報センター

CISTEC

はじめに

この一年間、世界の安全保障情勢は大きく変化するとともに、地政学的対立が緊張をはらみながら継続し、これまでとは異なる対応が求められる難しい状況になってきております。

「欧州」では、既に4年が経過しましたが、依然としてロシアによるウクライナへの攻撃が続いており和平合意の目途はついておりません。「中東」では、イスラエルとアラブ諸国の軋轢が未だある中で停戦が実現したものの、ガザ地区の統治確立、再建は未だ進まず、加えて、2月末にはイランの核開発停止などを求める米国とイスラエルがイランへの攻撃に踏み切り、最高指導者ハメネイ氏を殺害する等体制移行を求める動きに出ており、先行き不透明な状況となっています。「中南米や北極海エリア」では、中国やロシアの進出、その潜在的な影響力に対処するために、ヴェネズエラやキューバ、グリーンランドについて、米国がその支配力を強めようとする試みもありました。「アジア」では、相変わらず北朝鮮の核・ミサイル開発は継続し、中国は台湾問題を重視し、米国に台湾への武器供与について慎重な対応を求めています。このように世界を俯瞰すると、各地域で緊張関係が見られ、米中ロの間の直接的な対話、協議が各地域の情勢に影響を与えるものとして、注目される状況になっています。

また、貿易やサプライチェーンに目を向けてみますと、独占的な資源供給力や特定製品の生産力、あるいは巨大な国内市場を背景に、サプライチェーンをコントロールすることで、それらに依存している国々を自国の政策に従わせようという動きも顕著になってきています。いわゆる「エコノミック・ステート・クラフト」と呼ばれる、経済的パワーを最大限活用し、敵対する国に従わせようとする動きです。また、このような動きのツールとして「安全保障輸出管理」が外交や貿易交渉という大きな枠組みの下で議論され、そのディールの一貫として決定される傾向もあります。

こうした地政学的な対立が続く難しい環境下において、国連やWTO等、従来から国際秩序を維持する上で一定の役割を果たしてきた国際機関や国際ルールの実効性についても疑問が投げかけられています。特に、これまで国際秩序を支えてきた米国が、これらの国際機関や国際ルールに基づく解決というアプローチを選択しない傾向にあります。

さて、このような大きく変化している環境下で、「安全保障輸出管理」がどのように動いてきたのかに目を向けますと、まず、我が国では、2024年4月の安全保障輸出管理に関する産構審小委員会の中間答申を受けた制度改正が、CISTECの関係委員会とも密な意見交換を経て、一通り実施されましたところです。今年度の改正は大変多岐にわたっています。

通常兵器キャッチオール規制については、客観要件の範囲を拡大、リスト規制品目については、国際レジームを補完し、機動的な対応を図るための加盟国連携や、半導体製造関連等の特定の技術を保有する同志国間での協調に基づく品目も追加されるなど、輸出管理対象としてカバーする必要がある範囲が従来よりも拡がりました。技術流出の防止については、企業経営としても、政策的にも関心が高まり、技術管理強化のための官民対話スキームが構築されました。また、経済安全保障の観点から、多様化、分散化によりサプライチェーンの強靱化を図る必要性も強く指摘されており、これらは今後も継続する大きな潮流になると考え

ています。一方で、防衛装備品について、展示会出品や修理に伴う特定国への部品輸出について、包括許可が創設される等の手続き面の合理化も進みました。今後も国際レジームへの準拠を基本としつつ、規制の合理化をどのように進めていくかが重要な課題となります。

また、冒頭述べた地政学的な対立が続く中、米中、それぞれの輸出管理制度が我が国のサプライチェーンに大きな影響を与えるようになってきております。昨年、米中協議の過程で、米国が **Entity List** について、掲載された企業が株式 50%以上を所有する子会社も同様に掲載とみなすルールを導入しようとし、中国が対抗してレアアースの再輸出規制を導入するという対立が生じました。結果的には、お互いの措置について、1年間留保することになり、その後は一定の安定が保たれているようにも見えますが、今後行われるであろう米中首脳会談において、現在の前提が維持されるかどうか注視が必要です。また、米国は、一貫して、対中向け輸出についてエンフォースメントを強化してきており、アジア諸国、とりわけマレーシアや台湾に対して、半導体関連品目が中国に流出する懸念を強く表明しており、我が国も、このような米国の視線を十分認識する必要があります。

中国については、昨年からの輸出管理制度の本格的な運用が始まったと見ています。特に、重要鉱物やレアアースを重点対象としており、中国がこれらをレバレッジとして用いる可能性は常に念頭に置くべきです。また、中国の制度は法令施行後に細目が段階的に具体化される特徴があるため、継続的な情報収集が不可欠です。

今年度の総合部会の活動はこのような状況下で行われました。特に、産構審小委員会の提言を受けた「技術管理強化のための官民対話スキームの新設」や「通常兵器キャッチオール規制強化」の過程において産業界からの意見を提出し、また、企業における自主管理の合理化を働きかける取組を進めてまいりました。米欧アジア各国の法制度を継続して調査し、米国、アジアへのミッションの派遣により、規制法令の背景となる当局の考え方を掘り出すこともできました。

また、CISTEC の情報発信についても助言を行い、実現させています。

今後も輸出管理を取り巻く国内外の環境の変化は一層激しいものになることが予想されるなか、我が国産業界のニーズを反映した部会活動を積極的に推進していく所存です。

最後にあらためて、部会活動にご尽力頂いた総合部会、専門委員会、分科会の委員の方々に敬意を表するとともに、私どもの活動にご指導とご協力を頂いている経済産業省の皆様へ感謝申し上げる次第です。

2026年3月4日

安全保障輸出管理委員会

総合部会 部会長 福田 哲

第1章 総括

1. 総合部会の活動方針

総合部会の今年度活動方針および主要課題は、2025年5月27日にハイブリッド方式で開催された第1回会合において、以下のように合意された。

1. 1 基本方針

ここ数年、世界の安全保障情勢は複雑を極めており、また内外で経済安全保障に関連した規制強化も相次ぐなど、産業界にとって難しい判断・対応が求められ続けている。

世界の状況を俯瞰してみると、まず本年1月に発足した米国の第2次トランプ政権の動向が注目される。アメリカ第一主義が前面に出され、その政策や大統領自身の言動が世界を大きく揺り動かす状況になっている。米中関係、ロシア・ウクライナ情勢、中東情勢がどうなるのか、更には同志国であるはずのEU等との関係もどうなるのか、いずれも予測が困難で、不透明性、不確実性が高まっているように強く感じられる。

トランプ政権は関税を武器に米国の優位性を取り戻し、製造業の回帰・強化を指向し、それらの関連措置を先行させているが、1月20日に公開された「アメリカ・ファースト政策」では、輸出管理に関する評価検討の指示も大きな柱となっている。そこでは、輸出管理体制につき、戦略上の敵対者・地政学的ライバルその他の国家安保等の考慮すべき動向を踏まえて修正を助言するよう所管省庁に求めており、具体的には、米国の技術的優位性の維持・獲得・強化方法、既存の輸出規制の抜け穴の特定と排除方法、輸出管理措置の外国による遵守奨励メカニズムの評価等が課題として示されている。

中国においては、反外国制裁法、信頼できないエンティティリスト、輸出禁止・輸出制限技術リスト等の国家安全法制が整備され、更に昨年10月には輸出管理法に基づく条例が公布され、再輸出規制を米国並みに運用できる法整備もなされた。その上で、中国が優位性を持つ両用品や鉱物資源等について、米国の防衛関連企業や、対米国・米国企業等に対して再輸出規制も含めて禁輸措置を発動するなど、我が国を含む西側諸国の国際サプライチェーンにも大きな影響を及ぼしつつある。従来に対抗・報復措置は、どちらかと言えば象徴的なものだったが、相手に痛みを与えるような実効的なものに移行しつつある。

その中で、米国規制により中国企業を差別的に扱ったことを理由として、独禁法も含めて企業にペナルティを科す動きが出てきており、日本企業も米中間の板挟みとなる局面が生じる可能性が懸念される。

また、データ安全法や改正反スパイ法、改正国家秘密保守法等により、輸出管理関連情報を含めてビジネスに必要な通常の経済データ、企業データの入手も難しくなるなど、ビジネス環境上の制約が増してきている。

ロシアによるウクライナ侵攻に対しては、G7諸国など主要国が一致して前例のない広汎な制裁を集中的に講じてきた。迂回輸出によりロシアの武器等に利用されているCommon High Priority Items Listを作成し、西側諸国から第三国経由の迂回防止策も実施し、更なる制裁の効果を高める措置をとってきた。

他方、トランプ新政権は発足直後から、ロシア・ウクライナ停戦に向けて従来とはま

まったく異なるアプローチを取る動きを進めつつあり、EU 主要国に対する批判も繰り返すなど、これまでの G7 ベースでの西側同志国連携による対応が継続できるのか、不透明さが増してきている。

その他、中国、北朝鮮の核ミサイル能力の拡大、ロシアと北朝鮮の軍事同盟締結及びイラン、中国等との関係強化などのほか、中東情勢についても、パレスチナのガザ地区を巡る混乱やシリア政権崩壊に伴う情勢の変動なども、国際的な安全保障面での影響が注視される。

これまで、各国とも産業・技術基盤の強化や同盟国・同志国間のサプライチェーンの構築など、経済安全保障に関する取組を強化しているところであり、我が国においても、昨年経済産業省の組織改編により、貿易経済協力局が「貿易経済安全保障局」に改組されている。

加えて、昨年 4 月の安全保障輸出管理に関する産構審小委員会の提言を受けた諸施策が、CISTEC の関係委員会とも密な意見交換を経て整備されてきている。技術管理強化のための官民対話スキームの構築、通常兵器キャッチオール規制の客観要件の拡大、国際レジームを補完する加盟国連携による合意や、半導体製造関連等の特定の技術を保有する同志国間での連携による規制も追加されるなど、輸出管理対象としてカバーする必要がある範囲が従来よりも大きく広がってきた。

CISTEC としても、引き続き、産学官のリンケージチャンネルとしての役割・機能を高めつつ、我が国全体の輸出管理水準の向上に向けて、一層の貢献をしていくことが期待されている。

これらの状況を踏まえて、昨年度の当部会の成果も踏まえ、以下の主要課題に積極的に取り組む。

1. 2 主要課題

(1) 我が国の輸出管理のあり方の検討および提言

(より明確で適切な輸出管理を行うための調査・提言等)

「規制のあるべき姿」を検討し、課題認識を経済産業省と共有し議論を深めながら、政策に反映していただくように働き続けることを使命とし、

2025 年度は、2024 年 4 月産構審安全保障貿易管理小委員会の同中間報告を踏まえて継続した議論が必要な課題、「安全保障輸出管理の制度・運用のあり方について(包括的要望書)」

(2024 年 1 月 16 日輸出管理のあり方専門委員会と制度専門委員会の両委員長名で提出。)の中で、同小委員会で取り上げられなかった課題について継続検討し、経済産業省と認識を共有する機会に即応できるようにする。また、必要に応じて要請文書として提出する。

我が国の輸出規制にとどまらず、他国の再輸出規制への対応に伴って我が国産業界が直面する問題へも対処を規制当局に働きかけていく。

(2) 適正な自主管理のあり方の検討

現行法令への合理的な対処方法や問題点を検討し、新法令については、ある程度固まった後に、自主管理方法を検討することを使命とし、

自主管理のあるべき姿、すなわち高度な輸出管理レベルと管理工数の低減を両立させ、かつ、国際競争力も十分に維持し我が国の国益に直結する企業等における自主管理の方法を明確化していくことを活動方針とし、従来にも増して複雑化する安全保障環境や規制に対応するための適正な自主管理のあり方について、事例を通じて委員同士で検討・意見交換するとともに、経済産業省との意見交換会を開催して行政に対して適切なサービスを要望していく。

2024年度から産業構造審議会 安全保障貿易管理小委員会の提言に基づいて「補完的輸出規制の見直し」等に関連した法制度改正が行われ、2025年度は、これらを自主管理ルールに実装する段階になる。通常兵器キャッチオール規制に関連した制度については、企業によって様々な自主管理方法が想定されるために、分科会委員間の対応事例の共有、安全保障貿易検査官室との対話を通じて相場観を確認するとともに、少数精鋭の有識者によるWGを設置し自主管理関連のガイダンス等の作成を行う。

(3) 自主管理に真に役立つ安全保障貿易管理情報及びそのあり方の検討と提言

様々な情報を活用し、ITを最大限に利用することで、適切な自主管理の実現を目指し、検討と提言を行うことを使命とし、

CISTEC 総合データベースの中に掲載されている有益な情報等を活用し、IT (AI、安全保障輸出管理システム、取引先スクリーニングツール、ホームページ等) を最大限に利用することで、適切な自主管理が実現できるよう検討と提言を行う。

2025年度も、メンバー全員参加型の活動の実施により衆知を集めながら、具体的には以下の内容を中心に分科会を推進する。

- 1) 高度な自主管理・効率的な業務運用に役立つAIの検討と提言
- 2) ITを活用した自主管理の各社事例紹介。

(4) 輸出管理制度、手続の合理化、簡素化のための調査、検討、要望

1) 経済産業省への提言

- ・産構審中間報告を受けて行われた法令改正への影響検討、必要に応じて提言を行う。
- ・期初アンケートの意見について検討を行い、必要に応じ提言を行う。
- ・「輸出管理制度の見直し」に関する要望書の提出

2) 法令等の合理化の検討・要望

- ・技術提供にかかる諸制度について検討を行い、理解・解釈の共通化を図り、必要に応じて提言を行う。

3) 経済産業省へ提出済み要望書のフォロー

主な要望書：

- ・「需要者のあり方に関する要望書」(2019年度提出)
- ・「通常兵器キャッチオール規制に関する諸問題」及び「安全保障輸出管理の制度・運用のあり方について(包括的要望書)」(2023年度提出)

- ・「NACCS の仕様及び許可申請に係る改善要望について」(2024年度提出)
- ・「防衛装備移転に係る手続き的環境整備に向けた課題について(要望)(その2(2022年度提出)、その3(2024年度提出))」

4) 委員間での情報共有及び課題・問題の掘り起こしと明確化

アンケートに基づく検討項目

- ・輸出管理制度・手続・運用の調査・検討要望
- ・貨物輸出・技術提供の法令等解釈の明確化
- ・Level Playing Fieldの観点からの法制度調査・政策提言
- ・1の項該当技術の定義明確化

5) ガイダンス、マニュアル等の法令改正への対応及び整備・充実

今年度実施される法令改正等について検討を行い、必要に応じ、改正内容を反映した改訂版を発行する。

ガイダンス類の改訂・発行を通して、産業界への新規制及び対応施策の浸透を図る。

「通常兵器キャッチオール規制の改正」及び「技術管理強化のための官民対話スキームの構築」を含む法令改正内容の反映及び解説の追加の他、各分科会個別の成果(「企業における特定類型該当者への対応ガイドライン」、「生成AI利用時の管理について」等)の反映等、必要な手当を行う。

(5) 国際交流の推進、および海外法制度の調査・分析

東西冷戦の終結後に形成された輸出管理の枠組みにおいては、世界の安全と平和に向けて、懸念国による大量破壊兵器の開発や地域紛争・テロ活動の防止を主な目的とし、国際輸出管理レジーム、国連安保理等を通じて国際社会共通の規制・ルールが定められてきた。

然し乍ら、ロシアによるウクライナ侵攻や米中対立等、今般の国際情勢を背景に、各国においてこれまでにない規模・スピードで輸出規制の強化・拡大が行われていることに加え、特定国・企業への制裁、技術優位性の確保、経済安全保障の取組、人権侵害・抑制の防止等を含め、国家の戦略・政策の為に輸出規制が利用され、また価値観を共有する同志国、或いは技術保有国による機動的な管理体制が新たに検討・創設されている等、輸出管理の目的・枠組みが多様化し、輸出規制・制度も複雑化しつつある。

斯かる状況下においては、以下の取組が重要である。

- 1) 欧米・アジアでの国際対話により、政府当局の方針・政策や産業界の見解・対応等への理解を深め、経済産業省等の本邦輸出管理当局へのフィードバック・提案等を通じて、輸出管理の国際ハーモナイゼーションを高め、日本企業の負担軽減やレベルプレイングフィールドの確保に繋げていくこと。
- 2) 日々変化する欧米・アジア主要国をはじめとする海外各国の輸出法令・管

理制度、並びにその動向・運用状況を適時・的確に把握すること。

これらの対応として、5つの分科会にて、以下を主要課題として活動を行なう。

- I) 海外主要輸出関連機関との交流・意見交換の継続・促進
- II) 欧米及びアジアの産業団体・企業との交流・意見交換の継続、協力関係の深化
- III) 欧米及びアジア主要国の輸出管理法制度の動向調査及び運用実態の調査継続
- IV) 輸出管理制度の国際ハーモナイゼーションの調査・分析及び同活動を通じた国際ハーモナイゼーションへの貢献
- V) CISTEC 他委員会・分科会との連携強化とそれに基づく活動の効率化

2. 総合部会の活動成果

以下は、2025年度の輸出管理のあり方専門委員会、制度専門委員会、国際関係専門委員会の活動成果を総括したものである。

2. 1 制度検討・提言及びその成果

本年度も各専門委員会において、我が国の規制・手続に関してそれぞれの立場から、各種の合理化・簡素化提言活動を行った。以下に概略を示す。

(1) より明確で適切な輸出管理を行うための調査・提言等（総合分科会）

第1回会合で策定した主要課題を踏まえ、以下の2つの活動を進めるために、第2回会合において本分科会傘下にそれぞれ対応するWGを設置することを決定し、経済産業省との情報共有・意見交換を早期に実現することを目指して2025年度の活動を始動した。経済産業省の理解を得て、第2回WGから経済産業省の参加が実現し、有意義な情報共有・意見交換を軸に活動を進めることが出来た。

1) 「外為法に関する課題検討」に関する活動

2024年4月の産構審安全保障貿易管理小委員会（以下 安保小委）の中間報告で今後検討すべきと提言された中長期的課題及び安保小委では取り上げられなかった包括的要望書の課題を検討し、経済産業省との対話を軸に課題解決を目指していくため、本分科会傘下に「外為法に関する課題検討WG」を設置した。本WGでは、これまでの検討経緯に囚われず、今日的必要性を踏まえた検討を行うことを旨とした。重要度の高い課題として、「1項（武器）の明確化（「係る技術」の見直しを含む）」（防衛装備移転手続きや通常兵器CA規制の対象の特定・絞り込みによる負担軽減を見込む）や「規制番号体系のあり方の見直し」（従来の国際レジーム合意の反映に加えて、その他の国際合意の反映が拡大しつつある現状や今後の同志国との連携深化を踏まえた見直し）等を取り上げて議論を始めたが、活動初期段階から経済産業省の参加が実現したため、優先的に検討するテーマの選定について、本WGの役職者・有識者と経済産業省と会合を重ね、意見交換を行った。また、制度専門委員会からの包括許可及び特例適用の拡大等の要望書案については、制度専門委員会から通常のエコパルタメントへの提出ルートでの対応を進めると共に、本WGからも連携して、経済産業省への働きかけを行った。選定された検討テーマについて、次年度以降も、本WGで経済産業省と協議を進めていく予定である。

2) 「海外法規制に関する課題検討」に関する活動

中国、米国等の海外の輸出入関連法規制によって、我が国産業界の様々な局面において企業が対応に苦慮する諸問題が発生している。これらを経済産業省と共有し俯瞰することによって事業を取り巻くリスクについての予見可能性を高め、政府間対話を通じた相手国政府への働きかけ、サプライチェーンのレジリエンスを強化する支援策等について官民一体で取り組むことを目指して、本分科会傘下に「海外法規制に関する課題検討WG」を設置した。本WGでは、中国輸出管理法を始めとする中国法規制やEARを始めとする米国の法規制に起因する諸課題等に

ついて、経済産業省と情報共有・意見交換を行った。具体的には本WGの委員に加え、CISTECのアジア輸出管理法制度分科会及び米国輸出管理法制度分科会の委員に対して、中国法規制及び米国の法規制に関する課題・問題点に関するアンケートを実施し、本アンケート結果を経済産業省と共有し、経済産業省と本WG委員間での意見交換を行った。また、サプライチェーンに関する経済産業省の取り組みについて情報共有・意見交換を行い、知見を深めた。次年度以降も本WGにおいて、海外法規制に起因する課題・問題点について、経済産業省と情報共有・意見交換を進めていく予定である。

(2) 自主管理の課題と対応策に関する意見交換（自主管理分科会）

2025年4月9日公布の政省令改正の内、自主管理と関わりのある「輸出者等概要・自己管理チェックリスト（CL）」の対応及び「補完的輸出規制の見直し」を中心に活動を行った。

1) 「輸出者等概要・自己管理チェックリスト（CL）」の改訂に関する活動

経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部 安全保障貿易検査官室との間で事前に内容確認、産業界の疑問点等について意見交換した上で、2025年6月20日に「輸出者等概要・自己管理チェックリスト（CL）及び輸出管理内部規定（CP）に関する経済産業省安全保障貿易検査官室との意見交換会」を日本機械輸出組合（JMC）と共同で開催、質疑応答を通じてCL改訂後の対応について理解を深めた。

また、質疑応答結果を、経済産業省ホームページの「輸出者等概要・自己管理チェックリスト（様式3）の記入要領について」に2025年7月3日までに反映して頂き、CL改訂に伴う注意点を広く共有することで、CP届出企業による7月中の円滑なCL提出に貢献した。

2) 「補完的輸出規制の見直し」に関する活動

「補完的輸出規制の見直し」の2025年10月9日の施行を踏まえて、本分科会傘下にモデルCPガイダンスの見直しWGを設置し、政省令改正に対応したモデルCP及びガイダンスの見直しを行った。モデルCP改訂版は、経済産業省の確認を経て、8月8日に改訂第1版、9月11日に再改訂版をCISTECのホームページに掲載した。

また、「補完的輸出規制」の改正内容の明確化について経済産業省に働きかけ、施行前の9月25日に「補完的輸出規制の見直しについてのQ&A」を経済産業省ホームページに掲載頂き、企業の理解を促進することができた。

更に、自主管理分科会及び制度・手続分科会合同で「補完的輸出規制の見直し」に関するアンケートを実施し、委員の課題認識を確認した。この「アンケート結果」及び「施行後に委員から寄せられた課題認識や懸念点」について、第9回自主管理分科会において経済産業省と共有し、意見交換を行った。次年度のCL提出等に向けて、今後も疑問点が出てくると考えられ、それらの課題について、継続して意見交換を行うこととした。

(3) 自主管理のためのガイダンスの作成（自主管理分科会）

モデルCPガイダンスの見直しWGにおいて、前述のモデルCP（条文及び関連帳票）の見直しを行うとともに、更に企業の理解を深めるために、各条文や関連法令の解説を加えた、「モデルCPガイダンス」改訂案を作成した。9回の会合とメール

でのレビューを経て改訂案を作成、2026年4月に発行予定である。

(4) 自主管理の相場観の確認（自主管理分科会）

自主管理分科会活動に関するアンケートを実施し、委員の関心が高いテーマにつき、9社から事例紹介を行い委員間で議論を行った。また、テーマに応じて経済産業省と意見交換を行った。

1) 立入検査の実例

・第5回分科会（1社の事例）

委員の関心が高い立入検査に関して、1社の最近の事例をもとに注意点等について意見交換した。なお、現時点では改正された「補完的輸出規制」の施行（2025年10月）以降の管理状況に関する立入検査の情報はないが、変化点において注意が必要であることを委員間で確認した。

2) 自主管理の合理化

・第5回分科会、第6回分科会：制度・運用面での自主管理の合理化事例（4社の事例）

・第7回分科会：輸出管理システム・IT活用に関する事例・課題（4社の事例）

安全保障環境変化に伴い企業の自主管理の負担が増大する中で、適切な管理を継続するために自主管理手続の合理化について一層関心が高まっている。制度・運用面での自主管理制度の濃淡管理（権限移譲、包括的な審査等）、ITシステムを活用した効率化等、企業の事業内容や規模に応じた複数の先行事例紹介により、各社における合理化施策検討の参考になった。

3) 海外拠点の指導

・第8回分科会：海外拠点の指導事例・課題（1社の事例）

海外拠点の指導事例を通じて、委員間で課題認識を共有した。昨今の安全保障情勢変化に伴い汎用製品を含む迂回対策が重視される中、国内・海外拠点への指導は一層重要となる。事例に基づく意見交換を通じて、各社の管理意識を高める機会となった。

4) その他

・第9回分科会：立入検査結果、外為法違反事例に関する経産省との意見交換

2025年12月25日に経済産業省のHPに掲載された「令和6年度（2024年度）外為法違反事例について」及び「令和6年度（2024年度）法令遵守立入検査結果について」に関する質問について、経済産業省 安全保障貿易検査官室に回答いただいた。昨今の立入検査指摘、違反事例の傾向と注意点が共

有でき、各社の体制・業務改善の参考となった。

(5) 自主管理に真に役立つ安全保障貿易管理情報及びそのあり方の検討と提言（安全保障貿易情報分科会）

当分科会では、様々な情報を活用し、ITを最大限に利用することで、適切な自主管理の実現を目指し、検討と提言を行うことを使命とし、以下の取り組みを行った。

1) 高度な自主管理・効率的な業務運用に役立つAIの検討と提言

輸出管理を取り巻く環境は、国際情勢が複雑化する中、経済安全保障も視野に入れて、業務負荷が増大する一方であり、限られたリソースの中で適正な自主管理を実現することが喫緊の課題となっている。そのため、AIの活用は必要不可欠であると考えます。

当分科会ではAIが輸出管理業務において「何ができる?」「どう使える?」をテーマに、複数年にわたる取り組みとなることを前提に、初年度となる今年度はまずは「何ができる?」にフォーカスし、全7回の会合を開催した。その中で、外部のコンサルティング会社1社とITベンダー3社からAIの最新動向を解説して頂き、現に開発中のAIツールの先行事例やAIガバナンスの在り方などを広く学ぶことが出来た。

総論として、輸出管理業務の中で、AIが業務効率化や精度向上に大いに貢献することが期待される一方、人による「最終判断」が重要であるとともに、AI活用におけるリスク対策の重要性も合わせて理解できた。更に、CISTECがホームページ等を通じて提供する各種コンテンツ類は、CISTECが独自に進める調査・分析のほかに産業界における自主管理の知見が集積し、経済産業省が提供する各種コンテンツ類と並んで、AIに学ばせるナレッジ・ベースとして極めて信頼性が高く有益であることが再認識され、今後、産業界が総合データベース等の情報をAIで活用しやすくなるよう、AI活用のルール作りやデータを最新の状況に整備することを提案した。

2) ITを活用した自主管理の各社事例紹介

参加企業5社から、AIや取引先スクリーニングツールなどのITを活用した輸出管理実務をご紹介頂いた。

また、米国商務省BISがAffiliatesルール施行を公表し、中国商務部等が発行する「輸出管理規制ユーザーリスト」や「信頼できないエンティティリスト」、反外国制裁法に基づく「報復リスト」への掲載企業が相次いだことから、これらユーザーリストへの対応について俄かに関心が高まった。そこで、それぞれの対応事例の紹介やスクリーニングツールに関する情報交換など、取引先スクリーニング実務に関する意見交換を実施した。

これらを通し、各社の取り組みの現状や課題認識を共有し、相場観を確認する

ことが出来た。

(6) 輸出管理のあり方専門委員会委員と傘下3分科会委員を対象にした勉強会

(輸出管理のあり方専門委員会・総合分科会・自主管理分科会・安全保障貿易情報分科会)

「輸出管理のあり方専門委員会」主催で「委員会委員及び各分科会の委員」を対象として、「今後の輸出管理のあり方」の検討につながる勉強会を開催した。

- ・「新たな国際環境下での産業・技術基盤強化に向けた取組の方向性～戦略事業のバリューチェーン強化、Run Faster 戦略について～」(6月)
- ・「米中経済安全保障調査委員会 (USCC) 2024 年 年次報告書の解説及び USCC 公聴会の解説」(8月)
- ・「米中経済安全保障調査委員会 (USCC) 2025 年 年次報告書の超訳」(1月)
- ・「経済安全保障に関する産業・技術基盤強化の取組」(3月)

企業を取り巻く安全保障・経済安全保障環境は目まぐるしく変化しており、自主管理の対象・範囲も否応なく拡大せざるを得ない。経済安全保障政策に関する経済産業省の講演や米国の対中政策の動向を示唆する米中経済安全保障調査委員会 (USCC) の年次報告書や公聴会に関する CISTEC による継続的なレビューの共有は、これからの輸出管理のあり方を考察する上で、今後の環境変化について予見可能性を高める貴重な機会となった。

(7) 輸出管理制度、手続の合理化、簡素化のための調査、検討、要望

1) 経済産業省への提言

パブリックコメント「補完的輸出規制関連」、「展示会等包括」他、意見提出

(防衛装備分科会)

2025年1月31日、9月4日公表のパブコメ募集について、「補完的輸出規制関連」、「展示会等包括役務取引許可」、「無償告示」、「運用通達」に対し意見をとりまとめ、経済産業省に提出した。

輸出管理制度・運用の課題についての見直しの要望 (制度・手続分科会)

前年度に引き続き、「特例」「包括許可」を切り口とし、国際比較(特にEAR)を契機とすることで「輸出管理制度・運用の合理化」について、見直しの要望に繋げる活動を行った。また、WGの中で、需要者(費消、加工)のあり方に関する解釈についても整理を実施した。

相対的に機微度・懸念が低いと考えられる下記取引類型に注目し、課題・要望・想定されるリスクやその対応策について検討した。

- ①返品・返送

②一時的輸出・持出

③主にグループ A を仕向地とする取引全般

(特に親会社による管理等が機能している海外子会社等との取引)

上記類型ごとに「現状」、「要望」を整理し、経済産業省に提出した。(2026年2月24日)。

2) 法令等の合理化の検討・要望への対応

官民対話スキームの実例に関する意見交換、議論検討を実施 (役務分科会)

官民対話スキームの実務経験を有する企業・団体から事例提供を受け、以下の観点を中心に意見交換・議論を行った。

- ・対象技術、提供先、提供方法、提供時期に関する具体的事例の共有
- ・経済産業省への報告時期や必要書類準備の際の留意点
- ・経済産業省との対話のタイムラインや経済産業省からの指摘事項
- ・今後の課題や検討すべきポイントに関する企業の見解

上記内容を踏まえ、役務取引ガイダンスへ掲載すべき Q&A 案を作成、また、パブリックコメントおよび経済産業省が公表する Q&A の中から、産業界にとって実務的価値が高いものを選定し、役務取引ガイダンス改訂 WG へ共有した。

この取り組みにより、実務上の課題整理とガイダンスの充実に資する成果を得た。

防衛省支援のための特例の拡充について (防衛装備分科会)

外国における居住者間取引が規制対象となり、すでに日本国内で開発等の協業関係にあるプライム、ベンダーの関係であっても、防衛省による外国での防衛装備品の試験に随行等の際に役務取引許可が必要となる場合がある。許可発給までの期間や手続きなどの輸出管理上の負担が大きく、規制の合理化を要望している。

経済産業省によるヒアリング(9月)が実施され、情報を整理して提供(11月)、意見交換を行った(12月)。引き続き防衛装備分科会でフォローする。

3) 経済産業省へ提出済みの要望書のフォロー

「防衛装備移転に係る手続き的環境整備に向けた課題について(要望書その2)」

「防衛装備移転に係る手続き的環境整備に向けた課題について(要望書その3)」

(防衛装備分科会)

「要望書その3」は「要望書その2」を受けて、特に早期の検討と法令改正を要望するものとの位置づけであり、経済産業省と継続的な対話の結果、今年度の法令改正に寄与した。

(1) 展示会等包括許可の新設

- ・展示会等で提供できる防衛装備品の基本的技術情報の範囲と運用の明確化

(2)防衛装備品に関する特定包括の適用

- ・輸出された防衛装備品の維持、修理のための部品輸出の迅速な実施

(3)特別返品等包括許可の改正

- ・取得要件の緩和
- ・報告義務の削除

(8) 委員間での情報共有及び課題・問題の掘り起こしと明確化

1) 「通常兵器キャッチオール規制の見直し」への対応、意見交換

(制度・手続分科会)

「通常兵器キャッチオール規制改正に関する各社管理、対応事例や課題等の共有等」を目的として、アンケートを行うこととした。同様の検討を行っていた「自主管理分科会」と合同で実施。各社の対応の状況がわかり相場観を共有することができた。

- ・回収状況：合計 199 名中 121 名

(自主管理分科会：80 名／133 名、制度手続分科会：41 名／66 名)

2) 「海外在宅勤務」の場合の輸出管理について

(役務分科会)

昨年度からの継続として、日本の事務所所属であるものの、帰省等により一時的に海外からリモート勤務するケースを取り上げ議論し、Q&A案を作成し、役務取引ガイダンス改訂WGへ連携した。

3) 防衛装備品移転に係るアンケート実施

(防衛装備分科会)

「要望書その2」および「要望書その3」に基づき、防衛装備分科会での取り組み方針の再確認および決定のためにアンケートを実施した。優先的な課題は次の通り。

- ①包括的な許可制度の創設(特定包括)
- ②1の項の「貨物の設計、製造、使用に係る技術」について
- ③制度・運用面での官民対話の継続

(9) ガイダンス、マニュアル等の法令改正への対応及び整備・充実

1) 出版物改訂への対応

(制度・手続分科会)

「通常兵器キャッチオール規制の見直し」等の内容を反映すべく以下の4つの書籍類について改訂に取り組んだ。

- ・実務者のためのわかりやすい安全保障貿易管理～Q&A及びガイダンス～
3/初～経産省殿査読予定。4/中～印刷。5/中～出版予定。
- ・許可申請手続き Q&A マニュアル
3/中～経産省殿査読予定。4/下～印刷。5/下～出版予定。
- ・キャッチオール規制解説・事例集
2/下～経産省殿査読開始。4/初～印刷。5/初～出版開始。

2) 役務取引ガイドランスの改訂及び意見交換、議論検討を実施 (役務分科会)

3チームで改訂案を作成の後、WGで報告、検討、採否を判断することで作業の効率化を図った。

Team A 官民対話、通常兵器キャッチオール等、新規制の解説

Team B 現行記述の見直し

Team C Q&Aの改訂・追加

より分かりやすい表現への修正とともに、活動テーマで取り上げられていた、「官民対話スキーム」、「通常兵器キャッチオール規制強化」、「海外リモートワークの居住性の明確化」、AI利用に伴う技術提供の考え方についての解説及びQ&Aを豊富に盛り込んだ。

3/中～経産省殿査読予定。5/初～印刷。6月～出版予定。

(10) その他 (他の専門委員会との連携、等)

1) 防衛装備移転三原則等に関する勉強会 (制度専門委員会)

制度専門委員会アンケート結果の要望に基づいて、CISTECアドバイザーを講師として、以下の勉強会を実施した。(開催日：2025年12月17日、受講者：150名)

講義名：防衛装備移転関連について

1. 輸出管理の全体像
2. 防衛装備移転三原則について
3. 防衛装備移転制度の論点。

2.2 国際関連 交流及び調査

(国際関係専門委員会)

(1) 欧米対話分科会

米国ミッションでは、米国政府・議会における貿易規制・制裁等の方針・施策に関わる動向・将来方向性、米国産業界の見解・対応等を適時・的確に把握すべく、①新政権の輸出管理方針・政策、②懸念国向け制裁に関わる方針・取組、③対中輸出管理政策の動向、④人権侵害・抑圧への対応、⑤新興・基盤的技術の EAR 規制への具体的展開、⑥同志国・技術保有国による輸出管理枠組み構築等の連携・取組、⑦中国による輸出規制強化や反外国制裁の動きに対する見解・対応、等を主要テーマとして、従来より訪問している国連、政府当局、議会関係者、産業団体・企業等に加え、新たなシンクタンクとも面談を行う等、会合先を合計 21 団体に拡大・充実させた上で対話・意見交換を実施した。

各会合で数多くの貴重な最新情報が得られたが、全体を通して、トランプ政権は、政府機関の縮小や連邦議会への影響力拡大等を通じてホワイトハウスへの権限集中を図り、即時性・柔軟性を重視し、大統領自らトップダウンで制裁・輸出管理政策を進める一方、政府機関による企業との対話・コミュニケーションが不足する中で産業界に混乱・不満が生じている等、バイデン前政権の方針・政策との違いを改めて認識することが出来た。

ミッション各会合の成果については、2026 年 1 月開催のオンライン報告会で成果概要を説明し、委細にわたる報告書は CISTEC ジャーナル 2026 年 1 月号に掲載した。

(2) アジア対話分科会

今年はマレーシアおよびベトナムを訪問。マレーシアでは、輸出管理当局に加え輸出管理に取組む民間企業のコミュニティ（団体）である マレーシア戦略貿易管理産業団体（MySTCC）との会合を行った。ベトナムでは輸出管理当局への訪問と共にジェトロハノイ事務所を訪問し、ベトナム情勢について広範な話を伺うことができた。

CISTEC では 2016 年にマレーシア当局を訪問し、2022 年には、コロナ禍の中、Web 会議による会合を開催。今回が 3 回目の会合となった。MySTCC は初訪問となったが、会議後にお茶会を催していただくなど、実際に現地を訪問したからこそのおもてなしを受け、輸出管理業務を担当する企業人同志、友好関係を深めることができた。

ベトナムは初の訪問となったが、ベトナム政府は、近年、急速に安全保障輸出管理に関する制度の整備を進めており、2025 年 10 月には両用品の輸出管理に関する基本法となる Decree 259/2025/ND-CP が施行されている。ベトナムの法整備を進めている中核メンバーから、法制度整備の状況について話を伺うことができた。

これらの会合成果について、オンライン報告会（2026 年 3 月 19 日開催）で成果概要を説明し、委細にわたる報告書は CISTEC ジャーナル 2026 年 3 月号に掲載する。

(3) 米国輸出管理法制度分科会

頻繁に発出される米国法制度改正を踏まえて、参加委員で分担して動向を分析した。特に、①バイデン政権の輸出管理政策見直し、②対中半導体規制の継続的強化・見直し、

③キューバへの規制・制裁強化、④シリアへの規制・制裁緩和、⑤議会動向、等のテーマに着目し、分析を基に情報共有・意見交換を行った。斯様な取組を反映して「輸出管理ガイドンス・米国版」改訂を実施。(2026年6月下旬に発行予定)

また今年度もEAR違反制裁事例分析や委員企業おける輸出管理実例の共有を行った。

(4) 欧州輸出管理法制度分科会

継続調査を行っているEU及び2カ国(英・独)に加え、今年度はトルコも対象として、其々の輸出管理制度及び運用実態に関わる主要動向につき、参加委員で分担して分析した。また対中国・ロシア規制、対内直接投資規制等の輸出管理の周辺動向にも注視し、委員同士で情報交換を行った。

斯様な取組を反映して「輸出管理ガイドンス・欧州版」の改訂を実施。章立てや用語等を統一して各国制度を比較しやすくする等、読み手に取って利便性の高いガイドンスに仕上がるよう工夫した。(2026年5月下旬に発行予定)

(5) アジア輸出管理法制度分科会

昨年度までと同様に計14ヶ国・地域(中国・香港・台湾・韓国・マレーシア・フィリピン・タイ・シンガポール・ベトナム・インドネシア・インド・オーストラリア・ニュージーランド・UAE)を対象として、参加委員で分担して国・地域毎の調査チームを編成。それぞれのチームで継続的に各国輸出管理当局の発信情報等を注視し、最新動向を整理した。

斯様な取り組みを反映して「輸出管理ガイドンス・アジア版」「輸出管理ガイドンス、中国版」の改訂を実施。(いずれも2026年5月下旬に発行予定)

3. 総合部会の今後の課題

(1) 我が国の輸出管理制度・手続の適正化、合理化のための調査、検討及び提言

- 1) より明確で適切な輸出管理を行うための検討・提言
(輸出管理のあり方専門委員会)
- 2) 法令等の合理化の調査、検討、要望、提言
- 3) 産業界の課題・問題の掘り起こしと明確化
- 4) ガイダンス等の法令改正への対応および整備・充実
(以上 2)～4) 制度専門委員会)

(2) 企業の輸出管理の適正化・効率化のための検討並びに支援

- (輸出管理のあり方専門委員会)
- 1) 適正な自主管理のあり方の検討
- 2) 政省令改正後の自主管理の運用における課題と対応策の検討
- 3) 自主管理のためのガイダンスの作成

(3) 企業の自主管理に真に役立つ安全保障貿易情報及びそのあり方の検討と提言

- (輸出管理のあり方専門委員会)
- 1) 自主管理に真に役立つ安全保障貿易管理情報及びそのあり方の検討

(4) 海外法制度・運用の調査、比較分析、および国際交流の推進

- (国際関係専門委員会)
- 1) 海外主要輸出関連機関との交流・意見交換の継続・促進
- 2) 欧米及びアジアの産業団体・企業との交流・意見交換の継続、協力関係の深化
- 3) 欧米及びアジア主要国の輸出管理法制度の動向調査及び運用実態の調査継続
- 4) 輸出管理制度の国際ハーモナイゼーションの調査・分析及び同活動を通じた国際ハーモナイゼーションへの貢献
- 5) CISTEC 他委員会・分科会との連携強化とそれに基づく活動の効率化



(第2回総合部会 2026年3月4日)